

改正

平成25年4月1日訓令第10号

平成28年2月15日訓令第3号

平成29年3月1日訓令第8号

令和3年8月31日訓令第19号

令和4年2月8日訓令第3号

令和5年2月14日訓令第1号

山武市契約事務取扱要領

(目的)

第1条 この訓令は、山武市が発注する工事又は製造の請負、業務委託、物品の購入及び役務提供（以下「工事等」という。）に係る契約事務の取扱いに関し、必要な事項を定めることにより合理的かつ適正な処理を図ることを目的とする。

(執行伺)

第2条 工事等の契約の締結及び履行に関する事務を分掌する各課等の長（山武市財務規則（平成18年山武市規則第52号。以下「財務規則」という。）第2条第2号に定めるものをいう。以下「所属長」という。）は、工事等が発注しようとするときは、あらかじめ執行伺により財務規則第2条第4号に規定する予算執行者の決裁（以下「所定の決裁」という。）を受けなければならない。ただし、工事等の予定価格が30万円を超えない額の場合は、執行伺を省略することができる。

2 前項に規定する執行伺には、原則として設計書、設計図面、仕様書、その他工事等の執行に係る書類（以下「設計図書等」という。）を添付するものとする。

3 単価契約における執行伺は、執行見込みの金額をもって専決区分の規定を適用し、複数年度にわたる契約の執行伺は、金額にかかわらず市長の決裁とする。

4 随意契約に付するときは、その理由、根拠法令の条項及び見積徴収の相手方を別に定める随意契約理由書に記載のうえ、執行伺に添付することとする。ただし、次の各号に該当する場合は、随意契約理由書を添付しないことができる。

(1) 1件の予定価格が30万円を超えない契約をするとき。

(2) 予定価格が30万円を超える額から財務規則第146条第1項で規定する別表第5に定める額を超えない契約で2者以上から見積書を徴収するとき。

(入札の依頼)

第3条 所属長は、入札（市の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する入札（以下「電子入札」という。）を含む。以下同じ。）により契約を締結しようとするときは、執行伺を所定の決裁を受けた後、財政課長へ入札執行依頼書（別記様式）を提出し、入札の依頼をするものとする。

2 前項に規定する入札執行依頼書は、財政課長が指定する日までに提出し、別に定める山武市入札参加資格等審査委員会に諮るものとする。

(設計図書等説明)

第4条 設計図書等及び現場に関する説明その他積算に必要な事項の説明は、財政課長の指示により所属長が行うものとする。

(入札)

第5条 入札は、財政課長が執行するものとする。ただし、財政課長に事故あるときは、財政課長の指名した職員がその職務を代理することができる。

2 入札は、別に定める入札約款に基づき行われなければならない。

3 入札には、所属長又は所属長が指名する職員が当該入札に立ち会わなければならない。

(開札)

第6条 財政課長又は前条第1項の規定により財政課長が指名した職員は、開札に当たって入札者及びその金額を読み上げなければならない。

(入札不調に伴う措置)

第7条 入札の不調により契約の相手方が決定しないときは、所属長は、当該工事等に係る設計図書等について検討の上、設計図書等を変更するなど再び入札に付するための必要な措置を講ずるものとする。

(最低制限価格又は低入札価格調査基準価格の設定)

第8条 工事又は製造の請負に係る入札においては、財務規則第130条に規定する最低制限価格又は同規則第130条の2に規定する低入札価格調査基準価格を設けることができるものとする。

2 前項の最低制限価格又は低入札価格調査基準価格は、予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲（その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2に、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。）内で、次の算式により算出された額とする。なお、それぞれ算出する過程で発生した1円未満の端数については、全て切り捨てるものとする。

算式

- ① 直接工事費×0.97
- ② 共通仮設費×0.90
- ③ 現場管理費×0.90
- ④ 一般管理費等×0.68
- ⑤ 上記①+②+③+④=税抜最低制限価格

※ 「税抜」とは、消費税及び地方消費税相当額を含めないことをいう。

※ 低入札価格調査基準価格を設ける場合は、上記算式の「最低制限価格」を「低入札価格調査基準価格」に読み替えるものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、算式について、特別なものについては、予定価格決定者の定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

(入札結果の通知)

第9条 財政課長は、入札の経過及び結果を山武市入札結果等の公表に関する事務取扱要領（平成18年山武市訓令第37号）第3条に規定する開札調書により所属長へ通知するものとする。

(契約の締結)

第10条 入札、随意契約及びせり売りにより契約の相手方が決定したときは、所定の決裁を受けて速やかに契約を締結しなければならない。

- 2 契約の締結に係る決定は、予算執行者が支出負担行為を決裁することにより行う。決裁は、所定の決裁により行う。ただし、別に定めのある場合又は支出負担行為票により難しい場合はこの限りでない。

- 3 山武市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年山武市条例第49号）第2条及び第3条に該当する契約について、契約の相手方が決定したときは、仮契約を締結することとし、議会の議決があったときは、所属長は所定の決裁を受けて速やか契約を締結しなければならない。

- 4 単価契約の締結方法は、単に随意契約によることなく地方自治法（昭和22年法律第67号）に定められた契約締結方法によらなければならない。

(追加発注による工事等の契約)

第11条 契約を締結し、請負者が既に履行中の工事等（以下「本工事等」という。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、追加して発注しようとする工事等（以下「追加工事等」という。）を本工事等の契約を変更して対応することができる。

- (1) 追加工事等の設計を本工事等の設計と分離して行うことが不適當であるとき。

(2) 追加工事等に係る設計金額が当初工事等の設計金額の3割を超えないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、変更による契約の締結が特に必要であると認められるとき。

2 前項各号に定める場合を除き、追加工事等に係る契約の締結は、本工事等の契約とは別に行うものとする。

(履行の延長)

第12条 所属長は、契約の相手方から履行を延長する旨の承認願等の書面が提出されたときは、その内容について審査し、やむを得ないと認められるときは、所定の決裁を受けて履行の延長に関する変更による契約を締結するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の契約事務取扱要領（平成13年成東町告示第27号）又は建設工事等契約事務取扱実施規程（平成9年松尾町訓令第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年4月1日訓令第10号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月15日訓令第3号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月1日訓令第8号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月8日訓令第3号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月14日訓令第1号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

財政課長

様

所属長

入 札 執 行 依 頼 書

下記の調達案件について、入札の執行を依頼します。

記

1 調達案件名

(1)

(2)

(3)

2 添付書類

(1) 執行伺一式の写し

(2)